

(4) 人工内耳体外機給付事業

人工内耳を装用している方の、人工内耳体外機の買い替え費用の一部を助成します。

問合せ先 福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

○対象者（次の全てを満たす方）

- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けた方
- ・市の住民基本台帳に登録されている方
- ・申請時において、人工内耳を装用している方

○給付対象及び給付額

①人工内耳体外機のうち音声信号処理装置の給付 限度額：1,100,000円

※なお、次の2種目については、日常生活用具費給付の対象となります。

- ・人工内耳用電池 限度額：30,000円（2,500円×12か月）
(※月限度額：2,500円。最大6か月分を1回で申請することができます。)
- ・人工内耳用充電器 限度額：25,000円
(※耐用年数：3年)

○留意事項

- ・給付において、その費用の一部が医療保険及び損害保険の対象となる場合は、給付を行わないものとします。
- ・上記①について、給付の日から5年を経過するまでの間は再給付を行わないものとします。

○申請手続き

以下の書類を添えて、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課へ申請してください。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 人工内耳体外機給付意見書（※1）
- (3) 見積書
- (4) 損害保険等の証書の写し

※1) 意見書は、病院で、医師と面談のうえ作成してもらう。

- ア 現に装用している体外機の状況等：カルテ等で確認
- イ 損害保険等の適用：利用者と医師が相談して決定
- ウ 更新する体外機：利用者と医師が相談して決定